

令和2年9月1日

JAC 正会員団体事務局・賛助会員各位

一般社団法人建設技能人材機構

## 教育訓練・試験合格者（ベトナム）の求人募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

JACは、ベトナム国の認定送出国機関と労働者提供契約を締結し、ベトナム国からの特定技能人材をご紹介できることとなりましたので、建設企業の皆様から教育訓練及び技能試験合格者について求人募集を開始いたします。

この求人募集は、試験区分「コンクリート圧送・鉄筋施工・鉄筋継手・型枠施工・左官・建設機械施工・屋根ふき・内装仕上げ・土工・トンネル推進工」の教育訓練及び技能評価試験の合格者を対象者として求人募集を下記のとおり行います。

傘下会員企業の皆様の中で要請があれば、別紙「1号特定技能外国人 求人申込票」に記載していただき、申込票を直接、下記事業部までメールにて送付して下さい。

### 記

1. 求人募集期間 令和2年9月1日より9月30日まで
2. 業務区分 試験組（前期）①コンクリート圧送・鉄筋施工・鉄筋継手  
試験組（後期）②型枠施工・左官・建設機械施工・屋根ふき・  
内装仕上げ・土工・トンネル推進工
3. 添付書類 ①求人申込票及び別紙1、②求人募集から入国までの流れについて、③ベトナムが定めたガイドラインに基づく費用分担の仕組みと初期費用について、④求人申込みの注意事項について

#### <問合せ連絡先>

一般社団法人建設技能人材機構 事業部 E-mail:syokai@jac-skill.or.jp

担当 竹内、有塚、金丸、稲場

〒105-8444 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル9階

TEL03-6453-0220 FAX03-6453-0221

# 求人募集から入国までの流れについて（訓練・試験合格者）

1. 求人募集
  - ・ JAC から各正会員団体及び賛助会員を通じて求人募集（案内）を一斉メール送信します。
2. メール転送
  - ・ 正会員団体の皆様から傘下会員企業へ求人募集のメールを転送して下さい。
3. 求人応募
  - ・ 傘下会員企業から求人応募（求人申込票）を直接、JAC syokai@jac-skill.or.jp へメールを送付して下さい。
4. 求職者応募
  - ・ JAC より送出機関を通じてベトナムの求職者を募集し、ベトナム人材の応募者に対してベトナム送出機関の協力を得て日本語教育等を開始します。
5. 就職マッチング
  - ・ 日本語能力試験等及び技能評価試験合格者と求人企業の就職マッチング、雇用契約を締結
6. 入国手続き
  - ・ 計画認定申請、在留資格認定証明書交付申請、認定証明書交付、査証発給
7. 入国
  - ・ 在留資格特定技能1号にて活動開始

## 【訓練・試験合格者の職業紹介】 2020年度～2021年度 予定スケジュール（案）



特定技能受入ルート	JAC と労働者提供契約を締結する送出機関			
	JAC 受入負担金 (1人当たりの月額)	日本語教育費	派遣費用 (給料1ヶ月分)	来日渡航費 (参考)
試験合格者 (JACが行う技能訓練を受けた場合)	20,000円	90,000円	給料1ヶ月分 (※211,000円)	概算60,000円

※給料1ヶ月分の※211,000円  
(2019年受入計画提出時の平均金額)

# ベトナムが定めたガイドラインに基づく費用分担の仕組みと初期費用について 2020/08/13時点

ベトナムから来日する「ベトナムでの教育訓練⇒試験合格者」を新たに採用する場合

当初、日本語教育費は外国人本人負担と想定していたが、ベトナム政府が定めた「日本への特定技能労働者提供契約と労働者派遣契約について」（以下、ガイドライン）に『日本側の求める技能及び日本語能力を満たすための日本語教育費と技能訓練費の全額は日本側が負担する。』と記載があり、教育訓練費を日本側負担（JAC+受入企業）とし、JACと送出機関で調整を行った。

## ■ 送出機関に支払う費用分担の仕組み（ガイドラインより）

外国人	JAC	受入企業
<サービス手数料> （給料3ヶ月分を上限）		<サービス手数料負担> （サービス手数料のうち給料1ヶ月分を下限として負担）
		<航空費（往路）> ※復路は雇用主と労働者が交渉
	<教育訓練費> ※ガイドラインより労働者本人からの徴収不可 ・技能訓練費                      ・日本語教育費	

### < サービス手数料 >

サービス手数料は、外国人本人が給料3ヶ月分を上限に支払うが、受入企業はその一部を負担する責任があり、その負担額（派遣費用）は給料1ヶ月分を下回ってはならないとされている。

例) 1年契約の場合：受入企業が給料1ヶ月分を負担  
 3年契約の場合：外国人本人が給料2ヶ月分、受入企業が給料1ヶ月分を負担

### < 航空費（往路） >

外国人の訪日航空費は受入企業が負担する。（帰国の航空券負担は、雇用主と労働者本人の交渉によることとされている。）

### < 教育訓練費 >（技能訓練費と日本語教育費）

教育訓練費のうち、技能訓練費は受入企業からの受入負担金を元にJACが負担し、日本語教育費は受入企業が負担する。

## ■ 受入企業が送出機関に支払う初期費用

技能実習2号未経験者  
 （JACが行う教育訓練を受けた場合）

サービス手数料負担  
 （派遣費用）

給料1ヶ月分  
 （給料1ヶ月分を下限）

航空費（往路）

実費

教育訓練費  
 （日本語教育費）

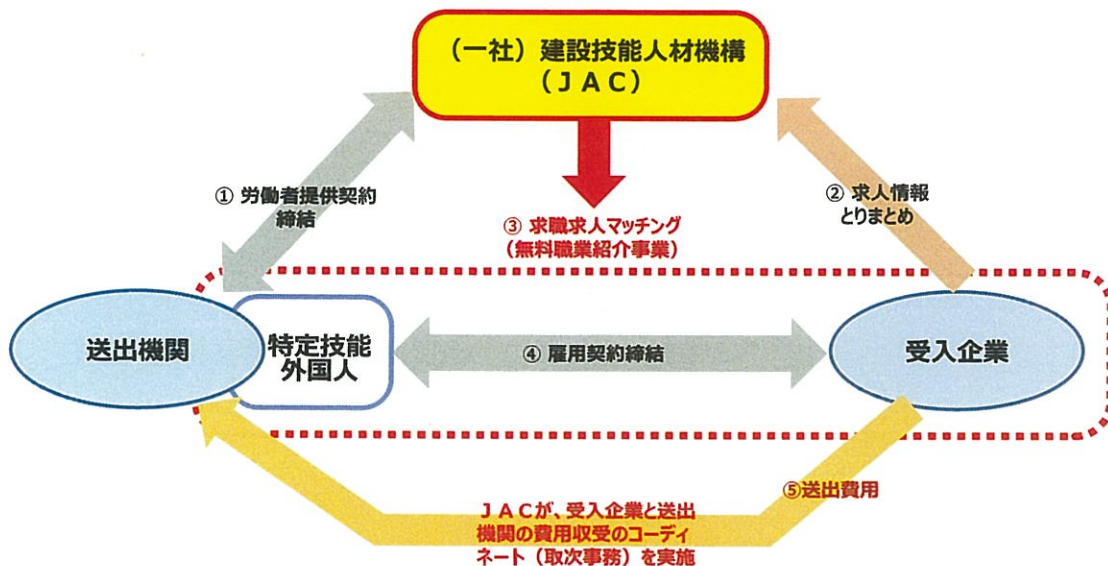
最大90,000円

※既に日本語能力がある外国人については減額される可能性がある

注1) 海外から来日する海外試験免除者（技能実習2号を良好に修了した者等）については、受入企業と送出機関との交渉によって費用負担額が決まる（JACは関与しない）  
 注2) 技能実習2号を良好に修了した者が国内において在留資格を切り替える場合は、送出機関へ支払う費用はない

## 送出機関が関与する場合のJACの役割について

ベトナムから来日する「ベトナムでの教育訓練⇒試験合格者」を新たに採用する場合



1号特定技能外国人 求人申込票 (訓練・試験合格者)

1. 求人企業基本情報

1.企業名	フリガナ	TEL	( ) -
		FAX	( ) -
	HP URL		
2.代表者	フリガナ		
	役職	氏名	
3.担当者	フリガナ		
	役職	氏名	
	担当者E-mail		
4.本社所在地	フリガナ		
	〒		
5.主な事業内容			
6.建設業許可番号	<input type="checkbox"/> 一般(知事・大臣)・ <input type="checkbox"/> 特定(知事・大臣) 年 第 号		
7.建設キャリアアップシステム 事業者ID	事業者ID( )		
8.常勤職員数	人	(ここでいう「常勤職員」には、1号特定技能外国人、外国人建設就労者、技能実習生は含みません。)	
9.技能実習生以外の在留資格を有する外国人の総人数	人	(1号特定技能外国人、外国人建設就労者の総人数)	
10.就労時間	時 分～ 時 分	11.休憩時間	時 分～ 時 分
12.変形労働時間	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	13.年間労働日数	日
14.年間休日日数	日	15.就労場所	

2. 求人者の要件

1.総求人数	人	(求人する総人数を記載してください。)		
2.業務区分				
3.国籍を記載	ベトナム (現在、JACはベトナム国送出機関とのみ労働者提供契約を締結しております。)			
4.求職者と面接方法等	<input type="checkbox"/> 求職者と直接面接 <input type="checkbox"/> オンライン面接 <input type="checkbox"/> 書類選考			
5.必要な資格・免許等				

3. 処遇待遇条件等

1.月額賃金	月額賃金 円以上	2.住宅費	円/月	3.水道光熱費	円/月
4.月額手当	<input type="checkbox"/> 皆勤手当( 円/月)、 <input type="checkbox"/> 現場手当( 円/月)、 <input type="checkbox"/> その他の手当( 円/月)				
5.契約期間	年間				
6.提供する住宅	<input type="checkbox"/> 自社寮を提供 <input type="checkbox"/> 借上宿舎を提供 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 一室一人 <input type="checkbox"/> 一室二人 <input type="checkbox"/> その他( )				
7.住宅の設備	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> WIFI <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 電子レンジ				
8.会社のアピールポイント					

申込日 年 月 日

所属団体名 一般社団法人 全国建設業協会

企業名

代表者役職・氏名

1号特定技能外国人 求人申込票 (訓練・試験合格者)

1. 求人企業基本情報

1. 企業名	フリガナ カブシキカイシャ ニホンケンセツ	TEL	(03)1234-5678	
	株式会社 日本建設	FAX	(03)1234-5678	
	HP URL	http://www.		
2. 代表者	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク	ニッポン ケンイチ		
	役職 代表取締役	氏名 日本 建一		
3. 担当者	フリガナ ロウトウアンセンブチョウ	アンゼン タロウ		
	役職 労務安全部長	氏名 安全 太郎		
	担当者E-mail	anzen-no.1@nipponn.co.jp		
4. 本社所在地	フリガナ トウキョウト ミナトクヲノモン 3-5-1 トヲノモン37モビル 9F			
	〒105-8444 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル9階			
5. 主な事業内容	主に東京近郊のマンション型枠工事を行っております。自社の型枠工場で型枠を加工し、組立て、出来上がった型枠をマンション工事現場へ運び、工事現場で組立てることが我が社の仕事です。また、戸建て住宅の仕上げ工事として左官工事も施工しております。			
6. 建設業許可番号	■ 一般(知事・大臣) ・ □ 特定(知事・大臣) 令和元年 第 123456号			
7. 建設キャリアアップシステム 事業者ID	事業者ID( 12345678901234)			
8. 常勤職員数	30人	(ここでいう「常勤職員」には、1号特定技能外国人、外国人建設就労者、技能実習生は含みません。)		
9. 技能実習生以外の在留資格を有する外国人の総人数	4人	(1号特定技能外国人、外国人建設就労者の総人数)		
10. 就労時間	8時00分～ 17時00分		11. 休憩時間	12時00分～13時00分
12. 変形労働時間	■ 有 ・ □ 無		13. 年間労働日数	260日
14. 年間休日日数	105日	15. 就労場所	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	

2. 求人者の要件

1. 総求人数	4人	※注 1号特定技能外国人と外国人建設就労者の合計は、貴社の常勤職員の人数までです。		
2. 業務区分	型枠施工	左官		
3. 国籍を記載	ベトナム (現在、JACはベトナム国送出機関とのみ労働者提供契約を締結しております。)			
4. 求職者と面接方法等	■ 求職者と直接面接 □ オンライン面接 □ 書類選考			
5. 必要な資格・免許等				

3. 処遇待遇条件等

1. 月額賃金	月額賃金 220,000円以上	2. 住宅費	18,000円/月	3. 水道光熱費	5,000円/月
4. 月額手当	■ 皆勤手当( 3,000円/月)、■ 現場手当( 5,000円/月)、□ その他の手当( 円/月)				
5. 契約期間	5 年間				
6. 提供する住宅	■ □ 自社寮を提供 □ 借上宿舎を提供 □ その他( )		■ 一室一人 □ 一室二人 □ その他( )		
7. 住宅の設備	■ 冷蔵庫 ■ 洗濯機 ■ WIFI □ エアコン □ 電子レンジ				
8. 会社のアピールポイント	型枠工事を行っている我が社では、15年に亘りベトナムからの人材の受入実績があり、現在も4人の建設就労者が会社の寮で生活して建設現場で働いています。会社の寮は一人一部屋で生活できて、部屋では自炊もできます。				

申込日 2020年 9月 1日

所属団体名 一般社団法人 全国建設業協会

企業名 株式会社 日本建設  
代表者役職・氏名 代表取締役 日本建一

## 企業名

## 1. JAC訓練・試験合格者:以下の試験区分の教育訓練の受講及び技能評価試験等に合格した者を受入れる希望について

(教育訓練の受講及び試験合格者の受入負担金は、月額一人当たり20,000円となります。)

項番	試験区分	業務区分	求人希望人数	月額賃金
1-1	建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)	型枠施工	人	円以上
1-2	建設分野特定技能1号評価試験(左官)	左官	人	円以上
1-3	建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)	コンクリート圧送	人	円以上
1-4	建設分野特定技能1号評価試験(トンネル推進工)	トンネル推進工	人	円以上
1-5	建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)	建設機械施工	人	円以上
1-6	建設分野特定技能1号評価試験(土工)	土工	人	円以上
1-7	建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき)	屋根ふき作業	人	円以上
1-9	建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工)	鉄筋施工	人	円以上
1-10	建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手)	鉄筋継手	人	円以上
1-11	建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ)	内装仕上げ	人	円以上
合 計			人	

※注意)トンネル推進工、土工、鉄筋継手の業務区分については、技能実習等の職種がないため、「建設分野特定技能1号評価試験」を受験し、合格する必要があります。

## 1. JAC訓練・試験合格者:以下の試験区分の教育訓練の受講及び技能評価試験等に合格した者を受入れる希望について

(教育訓練の受講及び試験合格者の受入負担金は、月額一人当たり20,000円となります。)

項番	試験区分	業務区分	求人希望人数	月額賃金
1-1	建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)	型枠施工	2人	220,000円以上
1-2	建設分野特定技能1号評価試験(左官)	左官	人	円以上
1-3	建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)	コンクリート圧送	人	円以上
1-4	建設分野特定技能1号評価試験(トンネル推進工)	トンネル推進工	人	円以上
1-5	建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)	建設機械施工	人	円以上
1-6	建設分野特定技能1号評価試験(土工)	土工	2人	220,000円以上
1-7	建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき)	屋根ふき作業	人	円以上
1-9	建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工)	鉄筋施工	人	円以上
1-10	建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手)	鉄筋継手	人	円以上
1-11	建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ)	内装仕上げ	人	円以上
合計			4人	

型枠施工で2名、左官  
で2名合計4名を受  
入れ希望の記載例です

※注意)トンネル推進工、土工、鉄筋継手の業務区分については、技能実習等に職種がないため、「建設分野特定技能1号評価試験」を受験し、合格する必要があります。

## 特定技能外国人の受入企業と雇用契約の基準

### 1) 特定技能雇用契約の適正な履行確保のための基準

#### ① 業種横断的な共通の要件

業種横断的には、以下の要件が課されます。

○受入れ機関が外国人と雇用契約を結ぶ雇用契約が満たすべき基準（特定技能雇用契約基準）

- ・報酬額が**日本人が従事する場合の額と同等以上**であること
- ・**一時帰国**を希望した場合、**休暇を取得**させること
- ・外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了時の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること

○受入れ機関自体が満たすべき基準

- ・労働、社会保険及び租税に関する**法令を遵守**していること
- ・特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を**非自発的に離職させていない**こと
- ・**行方不明者を発生させていない**こと
- ・欠格事由（前科、暴力団関係、不正行為等）に該当しないこと
- ・労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと（建設業は対象ではない）
- ・保証金を徴収するなど**悪質な紹介業者等の介在がない**こと
- ・報酬を**預貯金口座への振込**等により支払うこと
- ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等（\*）
- ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること（\*）
- ・支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（\*）など

上記のうち(\*)を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要

#### ② 建設分野の特性に応じて課される要件

建設業種の特性を踏まえて、建設分野においては、①の業種横断的な要件に加えて、**独自の基準**として、国土交通大臣告示第二条において、以下の3つの要件を満たす必要があることとされました。

1. 一号特定技能外国人の受入れに関する計画について、その内容が適当である旨の**国土交通大臣の認定**を受けていること
2. 前号の認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、**国土交通大臣又は第七条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認**を受けること
3. 前号に規定するほか、**国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力**を行



うこと

## 2) 建設特定技能受入計画の認定

建設特定技能受入計画は、特定技能外国人を**受入れようとする企業**が作成します。試験に合格して雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合、いずれの場合であっても、**新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要**です。

具体的な認定要件は、以下のとおりです。

- 一. 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること
  - イ. **建設業法**（昭和二十四年法律第百号）第三条の**許可**を受けていること
  - ロ. **建設キャリアアップシステム**に登録していること
  - ハ. **第十条の登録を受けた法人**又は当該法人を構成する建設業団体に属し、同条第一号イ規定する行動規範を遵守すること
- 二. 建設特定技能受入計画の申請の日前五年以内又はその申請の日以降に、**建設業法に基づく監督処分を受けていない**こと
- ホ. 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の**国内人材確保の取組**を行っていること
- 二. 一号特定技能外国人に対し、**同等の技能**を有する日本人が従事する場合と**同額以上の報酬**を**安定的に支払い**、**技能習熟に応じて昇給**を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること
- 三. 一号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該**契約に係る重要事項**について、様式第二により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること
- 四. 一号特定技能外国人の**受入れを開始**し、若しくは**終了**したとき又は一号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく**活動を継続することが困難**となったときは、**国土交通省に報告**を行うこと
- 五. 一号特定技能外国人を**建設キャリアアップシステム**に登録すること
- 六. 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと
- 七. 一号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数の合計が**常勤の職員**（一号特定技能外国人、技能実習生及び外国人建設就労者を含まない。）の**総数を超えない**こと
- 八. 一号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣の**指定する講習又は研修を受講させる**こと

## 求人申込みに関する注意

### 1. 求職者の確保

JAC は日本の建設企業の皆様から求人申込みを受け付けたうえで、ベトナムの送出国機関を通じて、試験免除者及び試験合格者からの求職者を建設企業の皆様にあっせんいたします。

職業紹介事業の性格上、必ずしも毎年試験合格者の人数が、求人者の満足できる試験合格人数とならない場合があります。また、結果として求職者を紹介できない場合があることを事前にご承知おきください。

同様に、試験免除者についても求人数に充足する求職者を確保できない場合があります。これらの点について求人者の方々には、事前にご承知の上で、求人申込みを行っていただきます。

### 2. 求職者の希望と求人者の希望

JAC は、日本の建設企業の希望並びにベトナムの求職者の希望に添って、就職の斡旋紹介をいたしますが、雇用要件等について双方が納得できないことも生じますことをご承知おきください。

### 3. 個人情報の取り扱い

JAC は、職業紹介事業所として外国人の個人情報を建設企業の皆様に提供いたしますが、個別の情報の取り扱いに関しては、ご紹介した個人情報を他の建設企業等へ通知提供するなど個人情報保護法に抵触する行為は厳に行わないでいただきます。

### 4. 無料職業紹介行為

JAC は、無料職業紹介事業所として外国人の求職者を求人企業の皆様にご紹介しますが、建設企業の皆様からの雇用契約並びに雇用条件を求職者に紹介し、雇用契約書並びに雇用条件書の締結まで確認させていただきます。